

栄養食事指導を

バックアップいたします！



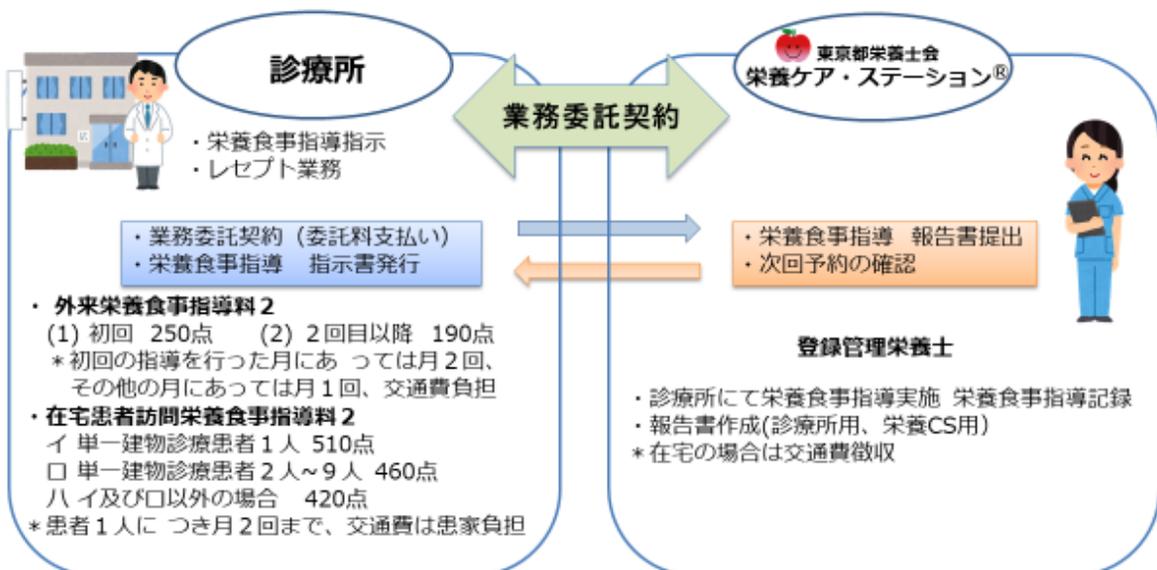
令和2年の診療報酬改定で、診療所における栄養食事指導を東京都栄養士会 栄養ケア・ステーションの管理栄養士ができるようになりました。

東京都栄養士会 栄養ケア・ステーションが管理栄養士をご紹介します



栄養食事指導(医療保険)の流れ

診療所における外来栄養食事指導料及び在宅患者訪問栄養食事指導料について、当該保険医療機関以外(他の保険医療機関又は栄養ケア・ステーション)の管理栄養士が栄養指導を行う場合です。
 *訪問栄養食事指導は介護保険を利用している場合は介護保険のサービス(居宅療養管理指導)が優先されます。



「栄養ケア・ステーション」とは、公益社団法人日本栄養士会又は都道府県栄養士会が設置・運営する「栄養ケア・ステーション」になります。
 *「認定栄養ケア・ステーション」と業務委託契約しても、診療報酬の請求はできません。

お問合せは
 公益社団法人 東京都栄養士会
 栄養ケア・ステーション まで

E-mail tokyoeiyou-cs@ksf.biglobe.ne.jp
 03-6457-8592
 03-6457-8591
 〒160-0004 新宿区四谷3-9慶和ビル3F
<https://www.tokyoeiyou.or.jp/care/>



1.「業務委託契約書」を交す

「栄養食事指導希望」と当会栄養ケア・ステーションまでご連絡ください。
ご説明に伺います。

*契約後お渡しするもの

①2.で使用の「栄養指導申込書」

②4.で使用の「栄養指導依頼票」(記入例記載あり)

【連絡先】E-mail tokyoeiyou-cs@ksf.biglobe.ne.jp

☎ 03-6457-8592 FAX 03-6457-8591

〒160-0004 新宿区四谷3-9 慶和ビル3F

2.栄養指導の依頼方法

栄養指導を行う際は、「栄養指導申込書」を栄養ケア・ステーション宛に
メールもしくは Fax をお送りください。

指導希望日2週間前までのご提出をお願いしておりますが、お急ぎの場
合はお申し出ください。

3.担当栄養士のご連絡

当会栄養ケア・ステーションより担当管理栄養士をお知らせいたします。
その後、担当管理栄養士よりご連絡いたします。

4.指導日当日

担当管理栄養士が指導会場にお伺いいたします。

*当日、貴院でご用意いただくもの

①「栄養指導依頼票」(契約時お渡ししたもの)

*医師の指示事項までのご記入をお願いいたします。

②カルテ



5.業務委託費用の精算

毎月末日締め、翌月中旬頃までに、ご請求書を郵送いたします。

請求書に記載された指定口座までご入金をお願いいたしま

す。(お振込み手数料につきましては、恐れ入りますがご依頼元様でのご
負担をお願いしております。)